

秋田県防災・減災行動計画

平成28年3月
総務部総合防災課

目 次

I はじめに

- 1 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 計画の概要

- 1 防災・減災の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の対象とする取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画期間と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III テーマごとの施策・事業

テーマ1 災害に強いまちづくり

- 1 インフラの長寿命化の推進・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 建築物等の耐震化の推進・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 ライフライン等の耐震化の推進・・・・・・・・・・ 12
- 4 災害に備えたまちづくり・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 雪に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 25

テーマ2 災害対応力の強化

- 1 県・市町村の災害対応力の強化・・・・・・・・・・ 34
- 2 災害時の避難体制の強化・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 広域応援・受援体制の強化・・・・・・・・・・・・ 54
- 4 災害時医療・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・ 58
- 5 火山防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 60

テーマ3 地域防災力の強化

- 1 自助・共助による防災活動の促進・・・・・・・・ 66
- 2 物資の備蓄・供給体制の強化・・・・・・・・・・・・ 75
- 3 県民の防災意識の向上・・・・・・・・・・・・・・ 79

テーマ4 消防力の強化

- 1 常備消防力の充実・強化 84
- 2 消防団の充実・強化 88

IV 各市町村の取組目標 93

別紙「計画の対象とする取組・事業一覧」 巻末

※計画策定時に一部定量目標が未設定であった取組への目標の追加設定と記載内容の修正等を令和2年9月実施

I はじめに

1 本計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により、本県の防災対策の大綱を示す基本計画として策定している「秋田県地域防災計画」（以下、「県地域防災計画」という。）の実施計画として位置づけられるもので、地域防災計画の実効性を高め、地域防災力の更なる強化を図ることを目的としております。

計画では、防災・減災の目標を設定するとともに、対策を着実に実施するため、具体的な取組内容と計画期間内に達成すべき目標（定量又は定性）を定めております。

2 本計画策定の経緯

「地震防災対策特別措置法」の規定及び県議会の総合防災対策調査特別委員会の提言を受け、平成26年3月に修正した地域防災計画において、地震発生時の人的、経済的被害の軽減のため、今後取り組むべき目標を掲げた「地震減災行動計画」を策定する旨を定めました。

その後、県内外において土砂災害や風水害等が頻発していることを踏まえ、計画の対象を地震に限らず、これらの各種災害へのハード及びソフト対策を包含した県地域防災計画の実施計画として本計画を策定することとしました。

【参 考】

○地震対策特別措置法（抜粋）

（地震防災対策の実施に関する目標の設定）

第一条の二 災害対策基本法（略）第四十条に規定する都道府県地域防災計画（略）において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標（略）を定めるよう努めるものとする。

○総合防災対策調査特別委員会調査報告書（平成25年3月）（抜粋）

提言6 1 減災計画の策定

今後、本県で発生が予想される災害について、その被害を少しでも小さいものとするため、減災計画を策定することを提言いたします。

（1）期間を定め、数値化された減災目標を設定すべきであること。

（2）減災目標達成のため、自助、共助、公助が連携し、それぞれの立場でハード、ソフトの面から様々な取組とその目標を設定する必要があること。

Ⅱ 計画の概要

1 防災・減災の目標

計画における防災・減災の目標は次の2項目とします。

●地震・津波災害による人的・物的被害を最小化する。

- ・ 地震・津波災害は大規模災害であり、人的・物的被害の発生を完全に防止することは不可能です。そのため、目標を、災害時の被害を最小限にとどめる「減災」の考え方にしたい、「人的・物的被害を最小化する」とします。

【参 考】県地域防災計画における海域ABC3連動地震による被害想定

- ・ 人的被害 死者12,606人、負傷者14,332人（冬の深夜）
- ・ 物的被害 家屋 全壊60,741棟、半壊82,241棟

●台風や豪雨による水害・土砂災害及び火山噴火災害等による人的被害をゼロに近づける。

- ・ 水害や土砂災害等については、住民等への情報伝達や避難対策の充実・強化等を図ることにより人的被害の発生を未然に防止することは十分可能です。そのため、これらの自然災害については、目標を「防災」の考え方にしたい、「人的被害をゼロに近づける」とします。

2 計画の対象とする取組

計画は、県地域防災計画に掲げる各項目のうち、災害対策基本法に定める事項や県地域防災計画の修正内容を踏まえ、今後、重点的かつ緊急に取り組むべき事項を対象とし、それぞれの具体的な取組・事業を掲げております。

また、実施計画として、施策の方向性を明確にするため、多岐にわたる取組・事業を、次の4つのテーマに整理しました。

なお、計画では、県全体としての防災・減災対策の強化を図る観点から、県の取組に加え、基礎的な自治体として対策実施の責務を有する市町村や地域住民等の取組についても対象としております。



テーマ1 災害に強いまちづくり

- ・インフラの長寿命化、建築物・ライフラインの耐震化、土砂災害・雪害対策等、行政が実施するハード対策



テーマ2 災害対応力の強化

- ・情報伝達手段の多様化、避難勧告の発令等災害発生時の住民避難対策、火山防災対策の強化等、行政側の災害対応



テーマ3 地域防災力の強化

- ・自主防災組織の充実・強化、物資備蓄・供給体制の整備、防災意識の向上に向けた地域住民の取組の促進等、自助・共助の取組



テーマ4 消防力の強化

- ・常備消防力、消防団の充実・強化、消防学校における教育訓練の充実等、公助の取組

3 計画の施策体系

計画は、4つのテーマに体系化した15の基本目標、基本目標を達成するための39の施策と81の取組・事業で構成しております。（別紙「計画の対象とする取組・事業一覧」参照。）

4 計画期間と進行管理

計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。計画に掲げた取組目標については、毎年度、達成状況の点検・評価を行い、取組の着実な実施を確保してまいります。

5 計画の推進にあたって

災害発生時の人的・物的被害を最小化するためには、県民等が自らの安全を自らが守る「自助」、地域住民が互いに支え合う「共助」、行政による「公助」の適切な役割分担と、緊密な連携が不可欠です。

また、県、市町村及び各防災関係機関は、日頃から「互いに顔の見える関係」を構築しておくとともに、計画の推進にあたり、県の各部局が連携して市町村の取組を十分に支援していく必要があります。

今後、防災・減災の目標達成に向け、県をはじめ、市町村、国、関係機関、地域住民等の協働のもと、計画に掲げるハード・ソフトの各取組を着実に実施し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

